

佐賀県私立高等学校等修学旅行（令和８年度実施分）支援金交付要綱

（目的）

第１条 物価高騰の影響を受ける子育て世帯を支援するため、県内の私立高等学校等で実施される修学旅行に参加した生徒を対象に支援金を支給することとし、その交付については、佐賀県補助金等交付規則（昭和５３年佐賀県規則第１３号。以下「規則」という。）、その他法令及び関係通知のほか、この要綱の定めるところによる。

（定義）

第２条 この要綱において 次の各号に掲げる用語の定義は当該各号に定めるとおりとする。

- （１）「私立高等学校等」とは、佐賀県内に所在する高等学校（全日制・通信制）及び高等専修学校（大学入学資格付与校に限る。）をいう。（佐賀県内に通信教育連携協力施設を設置している佐賀県外の通信制高等学校を含む。）
- （２）「学校設置者」とは、私立高等学校等の設置者をいう。

（交付対象者）

第３条 この要綱に定める交付対象者は、支給対象者の保護者等に代わって支援金を受領（以下、「代理受領」という。）する学校設置者とする。

２ 前項の交付対象者は、自己又は自社の役員等が、次の各号のいずれにも該当する者であってはならない。

- ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
- イ 暴力団員（同法第２条第６号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
- ウ 暴力団員でなくなった日から５年を経過しない者
- エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者
- オ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど、直接的若しくは積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
- カ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
- キ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

３ 第１項の交付対象者は、前項の各号に掲げる者が、その経営に実質的に関与している者であってはならない。

(支給対象者及び支給額)

第4条 支援金の支給対象者及び支給額は、知事が別に定める。

(事務費の補助対象経費)

第5条 支援金の支給にかかる事務費の補助対象経費及びこれに対する補助金額は以下の通りとする。なお、算出された額に千円未満の端数を生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

対象経費	対象経費の種類		補助金額
支援金の事務に係る経費	需用費	印刷代、用紙代、ラベル代、封筒代	知事が別に通知する額と、対象経費の実支出額のいずれか少ない額
	役務費	通信費（郵便料）、振込手数料	

(交付の申請)

第6条 支援金の交付を受けようとする学校設置者は、交付申請書（様式第1号）により知事に交付の申請をしなければならない。

2 前項の交付申請書の提出期限は、知事が別に定める日とし、その提出部数は1部とする。

3 第1項の交付申請の内容に変更が生じた場合は、変更交付申請書（様式第3号）により変更交付申請をしなければならない。ただし、事務費にかかる内容変更のみの場合はこの限りではない。

(交付の決定等)

第7条 知事は、前条の第1項の規定により交付の申請があり、当該申請に係る書類の審査により交付することが適当であると認めたときは、交付額を決定し、当該交付の申請を行った学校設置者に対して通知する。

2 知事は、前条第3項の規定により変更交付申請があり、前項同様に変更交付することが適当であると認めたときは、その変更の額を決定し、当該変更の交付申請を行った学校設置者に対して通知する。

3 知事は、各項の交付決定後、提出書類に虚偽の記載があったときは、前項の交付決定の一部または全部を取り消すことができる。

(交付の条件)

第8条 規則第5条の規定により支援金の交付に付する条件は次の各号に掲げるとお

りとする。

(1) 規則及びこの要綱に従うこと。

(2) 学校設置者は支援金を支給対象者に支払うとともに、その収入及び支出を記載した帳簿を備え経理の状況を常に明確にし、支援金の授受に関するすべての関係書類とともに支援金を代理受領した日の属する年度の翌年度から5年間保存しなければならない。

(3) 事業の執行状況に関しての調査又は報告を求められたときは、これに従わなければならない。

(交付金の支払)

第9条 交付金は、概算払を行うことができるものとする。

2 規則第15条に規定する補助金交付請求書は、概算払の場合は様式第5号-1のとおりとし、精算払の場合は様式第5号-2のとおりとする。

(実績報告書)

第10条 交付の決定を受けた学校設置者は、実績報告書(様式第6号)により知事に実績の報告をしなければならない。

2 前項の実績報告書の提出期限は、事業完了の承認を受けた日から起算して30日を経過した日又は支援金の交付決定のあった年度の2月26日のいずれか早い期日とし、提出部数は1部とする。

(交付金の額の確定)

第11条 知事は、前条の規定により提出された実績報告書等の書類の審査により、交付決定の内容及びこれに付した内容に適合していると認めるときは、交付金の額を確定し、学校設置者に対して通知するものとする。

(交付金の返還)

第12条 知事は、前条の規定による交付金の額の確定をした場合において、既にその額を超える支援金が交付されているときは、期限を定めて、返還を命ずるものとする。

(交付決定の取消等)

第13条 知事は、次に掲げる事由に該当すると認める場合には、第7条に規定する交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又は変更することができる。

(1) 学校設置者が、法令、本要綱、交付決定の内容、これに付した条件又は法令若しくは本要綱に基づく知事の処分若しくは指示に違反した場合

- (2) 学校設置者が交付金を他の用途に使用した場合
- (3) 学校設置者が交付金に関して不正、怠慢、虚偽その他不適当な行為を行った場合
- (4) 交付の決定後生じた事情の変更等により、交付金の全部又は一部が必要でなくなった場合
- (5) 学校設置者が第3条第2項及び第3項の規定に該当することが判明した場合

2 知事は、前項の取消又は変更を行った場合には、交付金のうち当該取消又は変更に係る部分の全部又は一部に相当する金額の返還を命ずるものとする。

3 前項の規定は、交付金の額の確定があった後においても適用があるものとする。

4 知事は、交付の決定を取り消し又は変更したときは、速やかにその旨を学校設置者に通知するものとする。

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか、修学旅行支援金の取扱いに関し必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、令和8年10月9日に施行し、私立高等学校等の修学旅行（令和8年度実施分）に適用する。